

資料No.	ページ	質問内容	回答係	回答
1	1.2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用が減る見込みの理由と、同一法人内の利用比率について、前回取り決めた内容の段階的な制限について、進捗状況を教えてください。	適正化担当	定期巡回・随時対応型訪問介護看護については初回指定時の条件として、「随時訪問サービスについては、随時の通報があつてから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めることとなるが、利用者の居宅と事業所とが同一建物もしくは局所的な狭い地域のみでのサービス提供となつてはならない。」と条件付けがされておりました。 しかし、事業所は「囲い込みをしない」との回答をしているが、実際には囲い込み状態となつていて「利用者の居宅と事業所とが同一建物もしくは局所的な狭い地域のみでのサービス提供となつてはならない。」と指定条件を付しているが、その条件を満たしているとは言い難い状況でありました。 そのため令和4年3月の高齢対において、 ①「次回の指定更新時(令和10年度)までに7割以内の暫定条件を満たすこと」 ②「更に次回の指定更新時(令和16年度)までに6割以内の条件を満たすこと」 の条件を付し、現在のサービス利用者の不利益に繋がることを防ぐため、令和4年度の更新は認め、次回の指定更新時(令和10年度)までに、暫定条件数値(7割以内)を満たすことを必須とする。 その後の実地指導等の機会を通じて、現在のサービス利用者のケアプランチェックによる見直しや外部利用者へのサービス提供の推進により、本来の条件数値(6割以内)を満たすよう改善を求め、更に次回の指定更新時(令和16年度)までには条件を満たすよう指導を継続する。 としておりました。 指定していた2事業所について、1事業所については令和4年の更新時に事業所を廃止、もう一つの事業所については令和4年の更新を経て、現在令和10年までの暫定数値7割以内を達成しています。 1事業所は廃止となりましたが、サービスの適正化は進んでいると認識しています。
1	1.2	総合事業の事業対象者や、要支援の方々が重度化しないために、訪問C、通所Cの活用に関する考えや、介護予防事業の取り組み状況で推進していく事と、見直し検討する事などありましたら教えてください。	高齢者支援係	訪問型サービスC、通所型サービスCに関してまはしては、短期集中予防サービスとなっており、利用回数が少なく利用効果が得られにくいということから、今年度より利用回数を2倍に増回しております。現在、サービス内容の徹底を図り、活用促進に向け、地域包括支援センターの職員を対象に、再度会議等で説明を行ったり、市の保健師が自宅訪問する際には、サービス利用対象と思われる方に利用を勧めています。 今後、総合事業にとらわれず、住民が利用しやすいように見直しを行うなど検討していきたいと考えています。 また、住民主体の介護予防活動を育成・支援できるような事業や、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施していく必要があるため、高齢者の特性を踏まえた通いの場の計画や参加したくなる通いの場のあり方を検討していきます。
1	1.2	地域リハビリテーション活動支援事業の活用の考えはあるか。	高齢者支援係	地域リハビリテーション活動支援事業実施については、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援するものとされております。 現在、介護予防普及啓発事業において、通いの場の講師としてリハビリテーションに関する専門職の方にご協力いただいております。また、各地域包括支援センターが実施している地域ケア会議には、リハビリテーションに関する専門職の方に出席依頼しているケースが多くあります。 今後は、地域ケア会議で多職種が個別ケースについてあらゆる視点からの検討を行い、個人的課題の解決を図る機能として有効に運用できるように、リハビリテーションに関する専門職を講師として研修会等を開催することを検討しています。
1	1	2.介護サービスごとの量(利用者)の見込みと確保の方策-(4)サービス事業量・給付一覧-①予防給付(介護予防サービス)について、計画値と実績値が大きく違うところの理由。 ・(1)介護予防サービス-介護予防訪問入浴介護 ・(1)介護予防サービス-介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設) ・(2)地域密着型介護予防サービス-介護予防認知症対応型共同生活介護	適正化担当	介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)、介護予防認知症対応型共同生活介護の計画値と実績値の違いについては、給付単価が高いため利用者の増減により給付費に大きな差が出ています。
1	1	2.介護サービスごとの量(利用者)の見込みと確保の方策-(4)サービス事業量・給付一覧-②介護給付(介護予防サービス)-(1)居宅(介護予防)サービス-通所リハビリテーションのR5計画値が極端に下がっている理由。	適正化担当	作成ミスによるものですので、資料の差し替えをいたします。
2	1	「1.計画策定の背景と目的」が「1.計画策定の趣旨」となった理由。	適正化担当	わかりやすい文言を考慮、委員の皆様の意見にて変更することも可能です。
2	2	「(1)計画法的位置づけ」を表す図の介護保険事業計画の説明分について、「介護保険料を算定する計画」とかわった理由。	適正化担当	ご指摘いただいた点については、介護保険法より要約して記載しておりましたが、介護保険事業の全体的な計画と読み取れないため、検討し訂正して改めて提出いたします。
2	4	1つ目の○、「本市の総人口は、平成18年度の合併により現在の飯塚市となって以降減少を続けており、」と記載されているが、第8期計画では「本市の総人口は、過去6年の実績(下表)をみると平成27年度より減少しており、」と記載されている。いつから減少に転じているのか。	適正化担当	第8期では掲載していた過去6年の実績から平成27年より減少としていましたが、正しくは合併後より減少を続けています。

資料No.	ページ	質問内容	回答係	回答
2	4	2つ目の○、「一方、高齢者人口は令和3年度を境に減少」と記載されているが、総人口も減少していると記載があるため、「同様に高齢者人口も令和3年度を境に減少」となるのではないか。	適正化担当	総人口の減少の推移と異なり、高齢者人口は令和2年まで増大を続け、令和3年度より減少となったためこのような記載をしています。委員の皆様の意見にて変更することも可能です。
2	7	1つ目の○、「高齢者単身世帯の増加が顕著です」と記載されているが、内訳及び男女比がわかれば高齢女性の貧困問題を考える際の参考となるのではないか。	適正化担当	国勢調査の統計データを基に作成していますが、高齢者単身世帯の男女別内訳が記載されていないため、確認できません。
2	15	成年後見人制度の周知・利用促進のための研修について	高齢者支援係	<p>9月28日の民生委員・児童委員協議会理事会にて担当の社会障がい者福祉課より、確認させていただいたところ、現在、民生委員及び福祉委員の方対象に後見人制度についての研修会は行われていません。そこで、13地区のうち研修会を希望されるかお聞きしたところ7地区が研修会の希望がっております。</p> <p>飯塚市社会福祉協議会では、権利擁護センター事業として、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分なため、自分一人で契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などを支援する「日常生活自立支援事業」が実施されています。</p> <p>そこで、飯塚市社会福祉協議会に今回の件をご相談したところ、現在、飯塚市社会福祉協議会では、福祉委員活動（地区別福祉委員研修会）として、市内全域に配置している福祉委員の活動強化を図り、地域の要援護者見守りネットワークの活動を支援するため、福祉委員、民生委員・児童委員、自治会長、地域福祉ネットワーク委員会委員、地区社協役員などを参加対象として、例年市内13ヶ所の地区で、年間2回ずつ福祉委員研修会を実施されており、この研修を活用しての実施も可能だとお返事をいただいております。</p> <p>また、各地区の民生委員・児童委員定例会におきましても、ご希望があれば、実施可能ともお返事いただきました。各地区の社会福祉協議会の担当の方とも情報共有し、実施に向け取り組んで参ります。</p>